

確定拠出年金改正法(DC改正法)の関係政省令対応に関する状況

2016年5月に成立したDC改正法は本年5月1日(第4号施行日)に施行される分によって一連の改正が施行されることとなります。本稿では、これに伴いプラン運営において今後検討が不可欠な部分についての考察を行います。

本年5月1日施行のDC改正

2016年5月に成立したDC改正法は2018年5月1日施行の第4号施行日分をもって全てが施行されることとなります。

第4号施行日に施行される項目については、多岐に亘っており、概ね下記のような項目となっています。

- ① 提示商品関連(指定運用方法、商品数上限、商品除外、元本確保型商品の提示義務解除)
- ② 事業主の努力義務(継続投資教育、運営管理機関の評価・見直し 等)
- ③ 中小企業対応(簡易型DC制度、中小事業主掛金納付制度の発足)
- ④ ポータビリティの拡充(DB、DC、中退共済)

今回は、この中でも企業型DC実施済の事業主にとって影響が大きく、検討が必要と思われる項目である①と②についてお伝えします。

指定運用方法の導入

第4号施行日を以て、現状の未指図商品(特定運用商品)を定義していた厚生労働省年金局長の通知が消滅し効力を失います。そのため、

現在規約で定義していた未指図商品の機能はなくなります。

これに伴い、第4号施行日前に加入した方の未指図分は、第4号施行日以降現状の未指図商品へ能動的に配分しているとみなされ、自らが変更手続きを行わない限り、当該商品を購入し続けることとなります。

第4号施行日以降に加入した方については、指定運用方法が導入されているプランであれば一定の期間を経ても運用指図がない場合は指定運用方法に配分されます。

指定運用方法が導入されていない場合は、現金で滞留することとなってしまう、「①金利がつかない」「②マイナス金利に伴う負担を手数料として資産管理費用へ上乗せして事業主へ請求される可能性がある」ので注意が必要です。

指定運用方法を採用する理由としては、

- ・ 新規加入者が未指図の状態のまま放置され続けると、老後の資産形成に支障が出る
- ・ 新規加入者の指図をすべてフォローすることは出来ない

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。

等が挙げられます。

逆に指定運用方法を導入しないと機関決定されたプランにおいては、

- ・ 社内方針として全員に配分指定することを徹底しているため指定運用方法を利用する機会が実態としてない
- ・ 新規加入者がほとんどいないため、労使合意を取る手間を考えれば対応不要

といった声が聞こえます。

プランに指定運用方法を導入するにあたっては下記プロセスが必要となります。

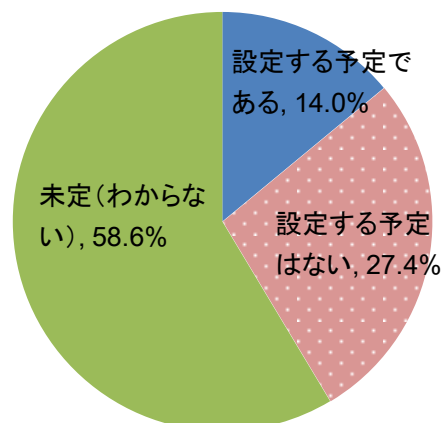
- ① 運営管理機関から提案を受けた指定運用方法の商品について労使協議
- ② 労使協議の結果を運営管理機関に伝達
- ③ 運営管理機関は上記協議結果を十分に加味し指定運用方法の商品を決定し加入者等宛提示

また、指定運用方法を定めるにあたっては、法の目指す目的を踏まえ、加入者集団のリスク許容度や期待収益等を考慮・検討することとなっています。

つまり、指定運用方法は「プランの代表的な商品」という側面もあり、運用商品を選べない加入者に対し「高齢期の所得確保に資する運用を目指す商品」であるというメッセージが込められたものになります。

企業年金連合会の調査によると、調査時点(2017年10月調査票送付)における事業主の指定運用方法の設定意向は、「設定予定」が14.0%、「設定予定なし」が17.4%、「未定」が58.6%となっています。

図表 1 指定運用方法の検討状況



(出所) 2016(平成28)年度決算 確定拠出年金実態調査結果(概要)

野村證券が企業型DCの運営管理機関を受託させて頂いているお客様においては、現行の未指図商品では元本確保型商品としていたが、指定運用方法の導入を契機にその理念である「長期的運用に適し」、「分散投資された」、「プランを代表するにふさわしい」商品を選定しているプランが過半数となっています。

その中でも、米国DCではデフォルトファンドの主流となっているターゲット・イヤー型のファンドやリスクコントロール型のファンドが選好されており、次いでアロケーション固定型のバランスファンドが選ばれています。

提示商品数の上限

第4号施行日より提示商品数の上限は『35本』となります。

これを超過しているプランは施行日から5年以内は施行日時点の商品数を上限とし、この5年間に上限数以下に是正する必要があります。

ただし、2017/1末時点において提示商品数が36本以上のプランは46プランと日本のDC全体(5,897プラン)の0.8%であるため、実務上での影響は限定されていると言えるでしょう。

なお、ターゲット・イヤー型のファンドについて

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

は本年5月からはシリーズで1本とカウントされることとなります。

図表 2 企業型 DC の提示商品数分布

商品数	プラン数	比率
3-10	622	10.5%
11-15	1,705	28.9%
16-20	2,165	36.7%
21-25	912	15.5%
26-30	356	6.0%
31-35	91	1.5%
36-40	18	0.3%
41-45	13	0.2%
46-50	4	0.1%
51以上	11	0.2%

(出所) 第4回 社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会資料

また、法の趣旨に沿って「今後の商品追加等も念頭に、上限まで選定するのではなく、加入者等が真に必要なものに限って選定する」ことが大事です。

提示商品の除外規定の緩和

従前より提示商品の除外は法的に可能でしたが、「購入者全員の同意」を必要とするため、実務上ではかなりハードルが高いものとなっています。

第4号施行日以降に商品除外を行うにあたっては、除外しようとしている運用商品の選択者の2/3以上の同意があれば除外可能となります。

なお、同意を得るための通知をした日から規約に定める期間(3週間以上)を経過しても同意・不同意の意思表示がない場合は同意したものとみなせます。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

実務上では当該商品の除外に伴う機会損失の可能性もあるため、慎重な対応が必要と考えられます。

ただし、現状の提示商品において「元本確保型商品を多く入れすぎて元本確保型商品に資産配分が多い」場合や、「提示商品のうちパッシブファンドの信託報酬レベルが昨今設定されたもの比べて大幅に高い」場合等は当該除外手続きを検討する余地があると思われます。

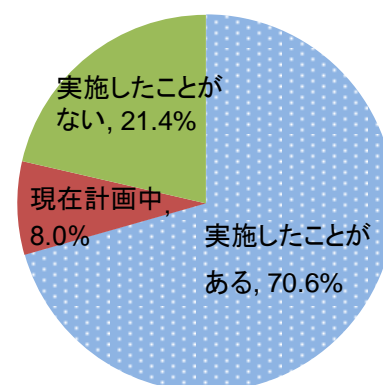
継続投資教育の努力義務化

現行継続投資教育については事業主の『配慮義務』とされていますが、第4号施行日以降は『努力義務』となり、事業主等の責務が強化されることとなります。

野村証券が企業型DCの運営管理機関を受託させて頂いているお客様においては、当該法改正を見据え、また、昨今の相場動向により、これまで継続教育未実施先からもセミナー依頼等が増加しています。

なお、企業年金連合会の調査では、企業型DC導入以降に継続投資教育を実施したことのある事業主は70.6%となっており、継続教育の媒体(手法)としては、集合研修71.8%、定期刊行物の活用39.0%となっています。

図表 3 継続投資教育の実施状況



(出所) 2016(平成28)年度決算 確定拠出年金実態調査結果(概要)

運営管理機関の評価・検討の努力義務化

運営管理機関の競争を促進し、加入者等の利益を確保するため、事業主に対して委託する運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、検討を加え、必要に応じてこれを変更すること等を努力義務としています。

これは、今後企業型DCの役割が従業員の方々の老後の資産形成において一層重要になっていくことを表しているとも言えるでしょう。

また、運営管理機関の中でも加入者等向けサービスの格差が一層顕著なものとなることが予想され、これにより運営管理機関変更が促進される可能性があります。

ただし、実務上運営管理機関を変更するにあたっては、「加入者等の資産が一旦現金化されてしまうこと」や「運用指図が一定期間行えなくなるため、機会喪失の可能性があること」等を踏まえることが肝要です。

制度の適切な運営という観点においては、運営管理機関のみならず、プラン全体の運営主体である事業主の役割が一層重要となります。

今後、従業員の老後の資産形成において一層の役割を求められるであろうDC制度の今回の改正趣旨を改めて勘案し、適切な制度設計・運営を行うことが事業主に求められることになるでしょう。

— 次号のお知らせ —

次号は

4月9日(月)

発行予定です。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込)(20万円以下の場合)、2,808円(税込))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所、野村総合研究所

発行:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981

Email: nenkin@jp.nomura.com

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。